

(案)

個人情報第 号
令和 4 年 9 月 日内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
文部科学大臣 永岡 桂子 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 岡田 直樹 殿個人情報保護委員会
委員長 丹野 美絵子
(公 印 省 略)医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律
に基づく報告徴収について (回答)

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律 (平成 29 年法律第 28 号) 第 35 条第 4 項の規定に基づき、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく報告徴収について (協議)」 (令和 4 年 9 月 14 日付け府医事第 128 号、4 文科振第 543 号、厚生労働省発産情 0914 第 1 号及び 20220914 商第 1 号) をもって協議のあった件について、個人情報保護委員会において下記のとおり意見を付した上で了承されたので、通知します。

記

- 1 今回の認定匿名加工医療情報作成事業者及び認定医療情報等取扱受託事業者 (以下「認定匿名加工医療情報作成事業者等」という。) に対する報告徴収に係る当委員会に対する協議について、異存ない。
- 2 本件については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第 1 条に規定する個人の権利利益の保護の観点から当委員会と連携の上、認定匿名加工医療情報作成事業者等に対し、原因の究明、再発防止策の検討及びその実施等が適正に行われるよう十分な措置を講じられたい。

以上